


2016年に部落差別解消推進法ができました。  
また、このことにより、2019年に福岡県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されました。


# 那珂川市の取り組み

## 「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」

**5月** 恵子児童館子どもまつり .....  
人権を大切にする子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。  
【とき】 毎年5月第4土曜日 【ところ】 恵子児童館、市民体育館、福岡県立福岡学園




**7月** 同和問題啓発強調月間 .....  
福岡県、各市町村では、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定めて同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しており、那珂川市では、駅などでの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。  
同和問題講演会 .....  
同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。  
【とき】 毎年7月 【ところ】 ミリカローデン那珂川



**10月** 各区公民館人権問題研修会 .....  
人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

**12月** 人権週間 .....  
国などは、世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動を全国的に展開しています。  
人権フェスタなかがわ .....  
人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなど盛りだくさんです。  
【とき】 毎年12月の人権週間中の日曜日  
【ところ】 ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館



人権に関する相談窓口

福岡法務局筑紫支局..... 922-2881	那珂川市人権センター..... 953-0159
那珂川市人権政策課..... 953-2211(代表) 408-8051(直通)	那珂川市教育委員会社会教育課..... 952-2092

## あか 明るくあしたのために

私<sup>わたし</sup>は<sup>だ</sup>まて<sup>だ</sup>ない<sup>だ</sup>の<sup>だ</sup>です

あな<sup>あなた</sup>た<sup>た</sup>は<sup>は</sup>語<sup>かた</sup>る

も<sup>もう</sup>う<sup>う</sup>少<sup>すこ</sup>し<sup>し</sup>ま<sup>ま</sup>て

人<sup>ひと</sup>び<sup>び</sup>と<sup>と</sup>は<sup>は</sup>差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>の<sup>の</sup>悪<sup>あく</sup>に<sup>に</sup>気<sup>き</sup>づ<sup>づ</sup>く<sup>く</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>と

ま<sup>ま</sup>て<sup>て</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>の<sup>の</sup>で<sup>で</sup>す

あ<sup>あなた</sup>な<sup>な</sup>た<sup>た</sup>は<sup>は</sup>語<sup>かた</sup>る

も<sup>もう</sup>う<sup>う</sup>少<sup>すこ</sup>し<sup>し</sup>ま<sup>ま</sup>て

差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>は<sup>は</sup>自<sup>し</sup>然<sup>ぜん</sup>に<sup>に</sup>な<sup>な</sup>く<sup>く</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>と

こ<sup>この</sup>ん<sup>ん</sup>の<sup>の</sup> と<sup>と</sup>し<sup>し</sup>ひ<sup>ひ</sup>こ

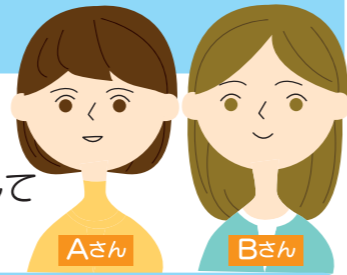
被<sup>ひ</sup>差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>者<sup>しゃ</sup>(差<sup>さ</sup>別<sup>べつ</sup>を<sup>を</sup>さ<sup>さ</sup>れ<sup>れ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>る<sup>る</sup>人<sup>ひと</sup>)の<sup>の</sup>叫<sup>さけ</sup>び<sup>び</sup>を<sup>を</sup>、  
真<sup>ま</sup>っ<sup>っ</sup>正<sup>しょう</sup>面<sup>めん</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>受<sup>う</sup>け<sup>け</sup>と<sup>と</sup>め<sup>め</sup>て<sup>て</sup>み<sup>み</sup>ま<sup>ま</sup>せ<sup>せ</sup>ん<sup>ん</sup>か<sup>か</sup>。

人権読本「じんけんの詩II」より抜粋

# 部落差別との出会い

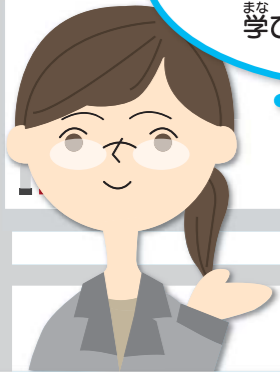
地域の人権・同和問題研修会が行われています。

Aさんは地域からの案内で、Bさんは差別をされる立場の当事者として参加しています。



1

今日は、**部落差別**について、皆さんとみないっしょにまな学びたいと思います。



2

**部落差別**?  
聞いたことはあるけど、よくわからないな。

みんな、**部落差別**についてどう思っているんだろう。



3

**部落差別**は、差別を受けた人を精神的にも経済的にも追い込む決して許されないものです。



**部落差別**とは  
⇒生まれた場所や住んでいる場所のことだけで差別をすること。差別を受ける場所を(被差別)部落ということがある。  
⇒日本の歴史の中でつくられた日本固有の重大な人権侵害。  
⇒**部落差別**によって生じる様々な問題を**同和問題**という。

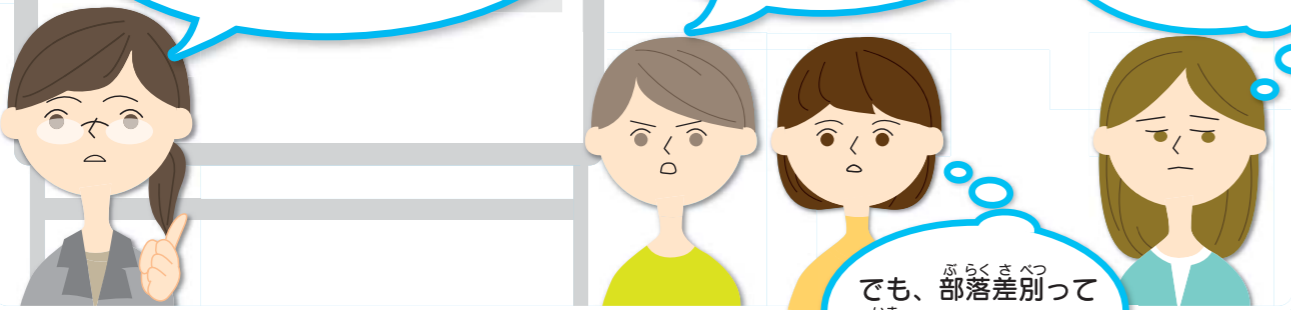
4

では、たとえば、自分が生まれた場所や住んでいる場所によって差別されたら、どう思いますか?

生まれた場所や住んでいる場所は自分では選べないし、それを理由に差別されるのは納得がいきません。

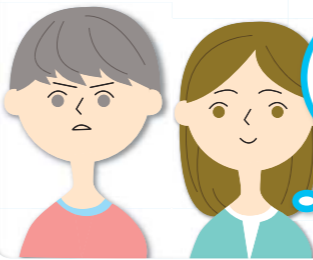
**部落差別**をする人がいたらどうしよう。

でも、**部落差別**っていまもあるのかな?



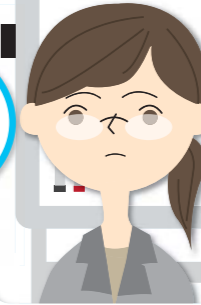
5

わたしは、自分が住んでいるまちや人が大好きだから、**部落差別**をされたら本当に悲しいと思います。



**部落差別**をされる人の悲しみをわかってきている。うれしいな。

6



たいへん悲しいことに、いまも**部落差別**はもんだい存在しています。

7



わたしたちが何をしたっていいの!? なんでこんなこと!

こんな差別は絶対になくさない!

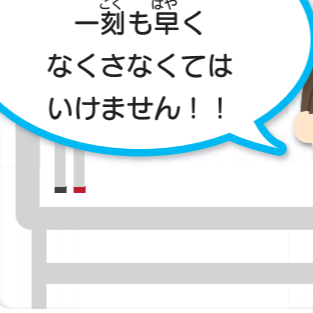


たとえば、今も、ただのいたずらではすまされない差別落書きなどが発生しています。

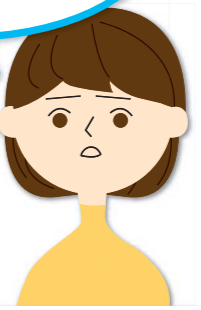
差別を受けた人の苦しみや悲しみ、怒りは…想像以上です。

8

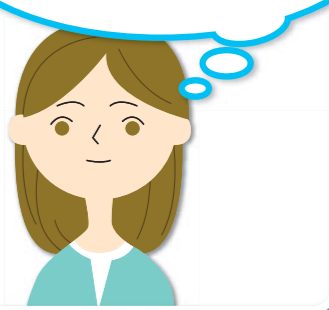
**部落差別**は一刻も早くなくさなくては いけません!!



こんなにひどいことがあるなんて…許せないな。



Aさんも**部落差別**のおかしさに気づいてきているな。



Aさんたちは、インターネットを悪用した差別などについて聴いています。

9

部落差別は、「インターネット社会」において深刻化しています。

インターネットは、正しく使えばとても便利ですが、悪用して差別をする人もいます。

差別的な誤った情報をそのまま信じてしまわないよう、注意する必要があります。

10

差別をする人は、情報を見た人を不安にさせ、差別を広めようとします。

まちの情報を調べているとき…

- ・〇〇地区は部落だから近寄らない方がいいよ。こわい人ばかりいるよ。
- ・部落じゃなくてb地区って書けよ。差別だって通報されるぞ。
- ・〇〇地区はこわいところじゃないよ。友だちもいるけどいい友だちだよ!
- ・b地区なんて隠語<sup>※1</sup>を使っても差別だろ。

インターネットを悪用した差別の危険性

- ・一度出た情報は、ウソでも簡単にコピーされて広められることもあるため、完全に削除することが難しい。
- ・コンピュータを使って一人でたくさんの投稿を増やすなど、より多くの人々が差別に賛成しているように見せかける。

11

ひどいなあ。知らない人が見たら信じてしまうかもしれないよね。

12

自分は差別とは関係ない? いいえ…

今の時代は、インターネットを使っていれば、誰でも部落差別に出会うことがあります!!

※1: 隠語: 仲間以外の者から秘密を守るためや、仲間同士であることを確認し合うために使われる言葉。(三省堂「大辞林 第二版」より抜粋)

# 部落差別解消推進法と差別をなくすために頑張る人たち

1

そこで、差別をなくそうと頑張る多くの人たちが行動を起こしました。

差別をなくそうと頑張る人たちがたくさんいるんだ。

その結果、国は部落差別解消推進法<sup>※2</sup>をつくりました。

法律の全文は法律名で検索するか、右のQRコードでご確認ください。

部落差別解消推進法 検索



2

内容について説明します。まず、第一条には法律ができた目的が書いてあります。

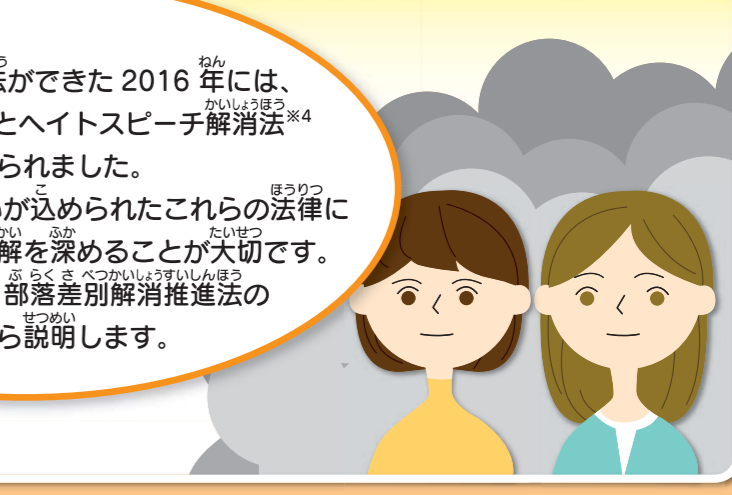
部落差別解消推進法について

●第一条(目的)の概要

- ・「現在もなお部落差別が存在」する。
- ・「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として法律ができた。
- ・「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことも法律ができた背景にある。

3

部落差別解消推進法ができた2016年には、障害者差別解消法<sup>※3</sup>とヘイトスピーチ解消法<sup>※4</sup>もつくられました。たくさんの方々の願いが込められたこれらの法律について、しっかりと理解を深めることが大切です。では、引き続き、部落差別解消推進法の第二条から説明します。



※2: 「部落差別の解消の推進に関する法律」の略称です。  
※3: 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の略称です。  
※4: 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の略称です。

Aさんはたちは、さらに**部落差別解消推進法**などについて学びます。

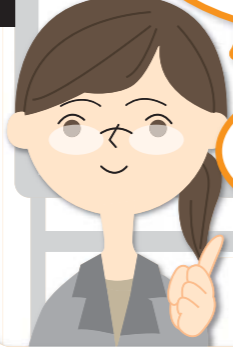
4

第二条には**基本理念**が書いてあり、「国民一人ひとりの理解を深める」ことが求められています。



5

わたしたち一人ひとりが差別に無関心であることが、差別がなくなる**一因**でもあります！



関心を持ち、正しく知り、いっしょに差別をなくしましょう！

6

第三条には**国及び地方公共団体の責務**が書いてあります。



両者は一体となって、部落差別の解消のための取り組みを行うこととなっています。このことは、わたしたち一人ひとりの**責務**でもあります。



7

第四条では**相談体制の充実**が求められています。



那珂川市では**人権擁護委員**\*5が、人権相談を行っています。

那珂川市における**人権擁護委員**による**定例人権相談**  
**申し込みは不要で、相談は無料です。**  
**秘密は固く守られます。**

- 日程**  
 2019年 7月11日(木)、9月12日(木)、11月14日(木)  
 2020年 1月9日(木)、3月12日(木)
- 時間**: 10時から15時まで
- 場所**: 博多南駅前ビル ナカイ子1階

<問い合わせ>  
 福岡法務局筑紫支局 (TEL: 922-2881)

\*5: 国から任されて地域の皆さんからの人権相談を受け、法務局職員と協力して人権侵害による被害者の速やかな救済や人権についての啓発活動などを行っています。

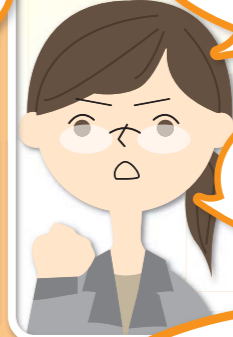
8

第五条では**教育及び啓発**を行うことが、第六条では**部落差別の実態に係る調査**を行うことが求められています。



9

そっとしておけば差別はなくなる**と**言う人がいますが、**放**っておいても差別は**な**くなりません。



今も差別に苦しんでいる人がいます。だまって見過ごすわけにはいきません。

10

那珂川市では、差別をなくすための取り組みとして、**7月の同和問題講演会**や**12月の人権フェスタ**なかがわなどを実施しています。



特に、**人権フェスタ**なかがわには、**地域や学校、行政の方々**とともに、**様々な差別をなくすために**頑張っている人たちが**実行委員**として**企画・運営**に関わっています。



11

**実行委員会**の方々は、**参加**することによって**差別を受ける**かもしれないという**不安**もある中、**差別をなくしたい**という強い思いで、**毎年**様々な困難を乗り越えて**参加**されています。



**正しいことを学ぶ**ためには、**人と直接交流**して、**体験**することが一番**大切**です。

差別をなくすために**大切なこと**は、**相手の気持ち**を考え、**違い**を認め合い**支え合う**ことです。

ぜひ、**人権フェスタ**なかがわや**同和問題講演会**、**研修会**などに**参加**してみてくださいね！

